

## 航空機利用における合理的配慮の提供状況等

障害者差別解消法の対応指針における (2)合理的配慮の提供の具体例における該当項目	(株)ソラシドエア
① 多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例	対応状況等
1 WEBサイトにて、障害のある利用者用の情報を分かりやすく掲載する。	自社ホームページ内の「お手伝いの必要なお客様」に情報を掲載しております。
2 車いすの貸し出しを行う。	就航全空港にて貸出用車いす(無料)を用意しております。
3 利用者自身で使用する車いすは無料で預かる。	無料にて受託が可能です。
4 杖・松葉杖(先の尖ったものを除く)の機内の持ち込みを許可する。	機内持込が可能です。
5 車いす使用者に対して、一般の利用者に優先して搭乗を開始する。	基本的には、お手伝いの必要なお客様を優先してご案内致します。搭乗状況等により、順番が前後する場合がございます。
6 安全に関する案内について、視覚障害のある利用者に対して、個別に口頭にて案内を実施する、もしくは点字によるパンフレットを用意する。	機内に点字による「安全のしおり」を用意しております。
7 聴覚障害あるいは言語障害のある利用者に対して、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段(メモや筆談ボードなど)を用いて対応する。	就航全空港および機内に筆談ボードを用意しております。
8 視覚障害のある利用者や握力の弱い利用者に対して、機内食の包装の開封を手伝う。	定期便に於ける機内食提供は実施しておりません。機内販売品の包装開封など、お客様のご希望に応じてお手伝い致します。
9 障害のある利用者が化粧室に行く際に、移動を手伝う。	お客様の希望に応じて、客室乗務員が移動のお手伝いを致します。
② 過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例	対応状況等
1 障害のある利用者専用の窓口を設置する。	弊社便ご利用のお客様については、ANA社の「お身体の不自由な方の相談デスク」(専用フリーダイヤルあり)において、ご搭乗に関する相談・案内に対応致します。
2 膝を曲げることが困難な利用者、可能な限り利用者の要望に沿った座席を用意する。	足元の広い最前列座席を弊社予約センター又は空港カウンターにて事前座席指定することが可能です。予約状況に応じ、最前列座席をご用意できない場合がございます。なお、非常口座席のように安全上の理由により利用できない座席があります。
3 人的対応が可能な場合で、利用者の状況により利用者の希望があれば、チェックインカウンターから搭乗口へ、又は搭乗口から到着ロビーの間、係員が同行する。	お客様のご希望に応じ、可能な範囲内で対応致します。
4 人的対応が可能な場合で、利用者の希望があれば、車いすのサイズと重量が対応可能な範囲内で、利用者自身の車いすを搭乗口にて預かる。	空港施設の条件が合わない等の場合を除き、希望に応じて搭乗口で車いすをお預かり致します。
5 調整可能な範囲で、車いすを使用され、かつ階段の昇降ができない利用者の予約がある場合は、ボーディングブリッジのあるスポット又はリフトカー等を準備する。	ボーディングブリッジのある駐機場または、リフトカーなどを準備して搭乗、降機をサポート致します。
※ 参考：当該航空会社の専用ページ等 →	<a href="http://www.solaseedair.jp/service/assist/index.html">お手伝いの必要なお客様</a> <a href="http://www.solaseedair.jp/service/assist/index.html">http://www.solaseedair.jp/service/assist/index.html</a>